

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和42年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(開催の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症その他の人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への参集が困難と認める場合</u></p> <p><u>(2) 大規模災害等の発生により委員会の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、オンラインによる委員会へ出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインによる委員会に出席した委員は、この条例の規定による出席</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 (略)</p>

委員とみなす。

4 オンラインによる委員会の開催及び表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局議事課)